

○消防・防災施設整備事業等資金融資規程施行細則

平成 24 年 10 月 15 日制定

(趣旨)

第 1 条 この細則は、公益社団法人全国市有物件災害共済会消防・防災施設整備事業等資金融資規程（以下「規程」という。）第 21 条の規定に基づき、規程の施行について必要な事項を定める。

(融資対象事業)

第 2 条 規程第 3 条の理事長が別に定める事業は、団体が実施する次の事業とする。

- (1) 救急自動車の購入、震災対策施設の整備等に関する事業
- (2) 自然災害の発生の予防、又は災害の拡大防止に関する事業
- (3) 大規模地震等災害時に防災拠点となる公共施設等の耐震化事業

2 前項に掲げる事業のほか、次の事業に融資することができる。

- (1) 地域の振興、活性化に関する事業
- (2) 庁舎整備事業、文教施設等整備事業
- (3) その他理事長が特に必要と認める事業

(融資日)

第 3 条 融資日は、3 月 25 日とする。ただし、3 月 25 日が金融機関の休業日にあたるときは、金融機関の翌営業日を融資日とする。

(融資額の調整)

第 4 条 規程第 9 条の融資額の調整は、団体ごとに次により計算した額を基礎とするものとする。

規程第 2 条の融資総額に当該事業年度の前年度の共済基金分担金額に対する当該団体の共済基金分担金額の割合を乗じて計算した額(10 万円未満切り捨て。ただし、計算した額が 500 万円未満のときは、500 万円とし、当該団体の共済基金分担金額がないときは 300 万円とする。)

(利子の計算方法)

第 5 条 融資金に係る利子の額は、次のとおりとする。

- (1) 第 1 回の元利金支払期日の利子

融資日の翌日から当該支払期日までの日数に応じ、融資金額に融資利率を乗じて計算した額

- (2) 第 2 回目以降の元利金支払期日の利子

未償還元金に融資利率の 2 分の 1 を乗じて計算した額

- (3) 延滞利子

規程第 14 条第 1 項の規定により計算した額（ただし、計算した額が 1,000 円未満

のときは、その額を切り捨てる。)

(4) 繰上償還を償還年次表に記載した元利金支払期日以外の日に行うときの利子

繰上償還日の直前の元利金支払期日（第1回の元利金支払期日以前に繰上償還するときは融資日）の翌日から繰上償還日までの日数に応じ、繰上償還しようとする元金の額に融資利率を乗じて計算した額

2 前項各号の計算において1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

3 第1項各号（第2号を除く。）の計算においては、1年を365日として計算する。

（元利均等償還の償還元利金の計算方法）

第6条 元利均等償還の元利金支払期日（元金の据置期間及び最終の元利金支払期日を除く。）の償還元利金の額は、融資金額に別表賦金率表の償還期間及び利率に該当する賦金率を乗じ、1円未満を切り捨てた額とする。

（償還元金の計算方法）

第7条 元金の据置期間終了後の償還元金の額は、償還方法ごとに次のとおりとする。

(1) 元利均等償還

前条の規定により計算した償還元利金の額から第5条の規定により計算した利子の額を控除した額。ただし、最終回の償還元金の額は、未償還元金の額とする。

(2) 元金均等償還

融資金額を元金の償還回数で序し、1,000円未満を切り捨てた額。ただし、最終回の償還元金の額は、未償還元金の額とする。

（細目の委任）

第8条 融資額調整の事務取扱要領及び団体に提出を求める書類の様式等は、常務理事が別に定める。

附 則

1 この細則は、公益社団法人全国市有物件災害共済会の設立の登記の日から施行する。

（設立の登記の日 平成24年11月1日）

2 還元融資事務取扱要領（平成16年2月16日財第72号）は、廃止する。